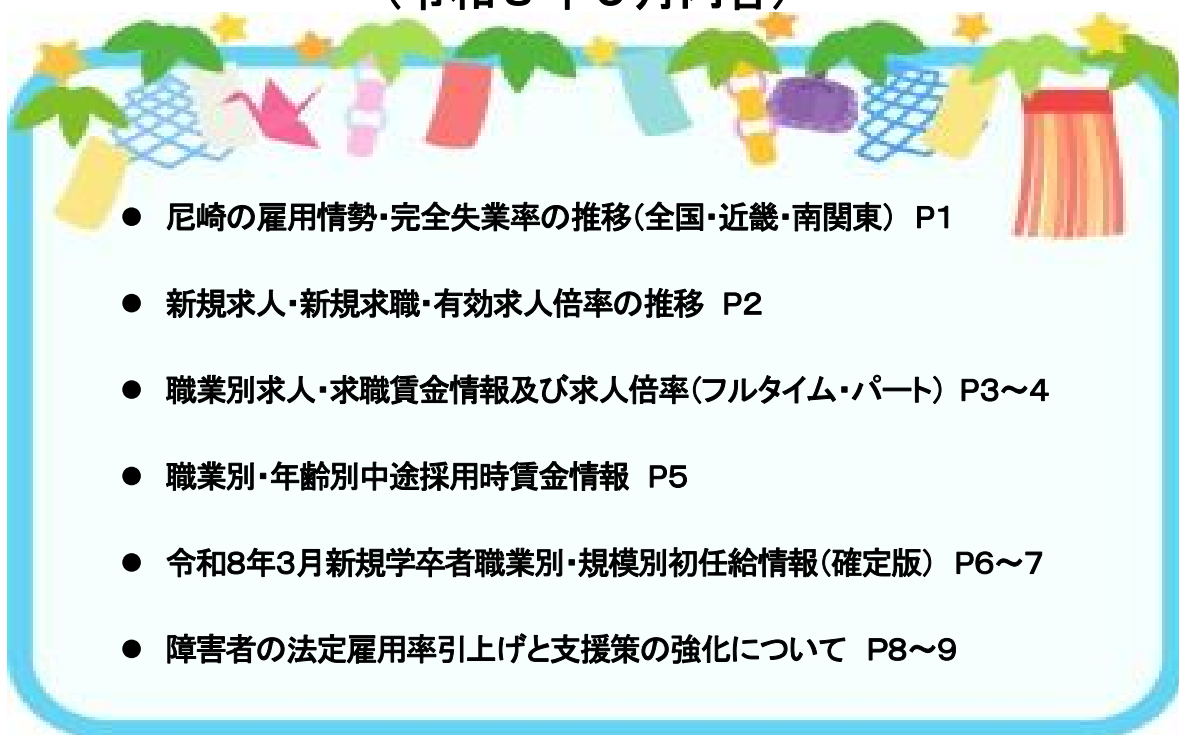


ハローワーク あまがさき



令和8年7月発行

(令和8年5月内容)



- 尼崎の雇用情勢・完全失業率の推移(全国・近畿・南関東) P1
- 新規求人・新規求職・有効求人倍率の推移 P2
- 職業別求人・求職賃金情報及び求人倍率(フルタイム・パート) P3～4
- 職業別・年齢別中途採用時賃金情報 P5
- 令和8年3月新規学卒者職業別・規模別初任給情報(確定版) P6～7
- 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について P8～9

発行 尼崎公共職業安定所



〒660-0827

尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F

「全力応援」宣言！



ハローワーク尼崎

TEL 06-7664-8609 (代表)

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

兵庫労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>



◎ 尼崎の雇用情勢

(1) 求人の状況

5月の新規求人数(全数)は、2,342人と前月比6.3%増、前年同月比3.0%増となりました。
また、月間有効求人数(全数)は、6,839人と前月比3.0%増、前年同月比7.5%減となりました。
主要産業別の新規求人を見ると、対前月比において増加した業種は、情報通信業:444人(前月比1,205.9%増、前年同月比1,431.0%増)、運輸業、郵便業:183人(前月比169.1%増、前年同月比12.9%減)、不動産業、物品賃貸業:48人(前月比71.4%増、前年同月比37.1%増)、学術研究、専門・技術サービス業:97人(前月比1.0%増、前年同月比3.2%増)、医療、福祉:763人(前月比16.5%増、前年同月比21.0%減)、複合サービス事業:4人(前月比100.0%増、前年同月比0.0%)となりました。
一方、減少した業種は、農、林、漁業:2人(前月比75.0%減、前年同月比0.0%)、建設業:180人(前月比30.5%減、前年同月比8.2%減)、製造業:158人(前月比31.6%減、前年同月比8.1%減)、電気・ガス・熱供給・水道業:0人(前月比100.0%減、前年同月比100.0%減)、卸売業、小売業:125人(前月比53.9%減、前年同月比43.7%増)、金融業、保険業:6人(前月比33.3%減、前年同月比100.0%増)、宿泊業、飲食サービス業:31人(前月比31.1%減、前年同月比11.4%減)、生活関連サービス業、娯楽業:17人(前月比32.0%減、前年同月比56.4%減)、サービス業(他に分類されないもの):216人(前月比49.7%減、前年同月比40.7%減)となりました。

(2) 求職の状況

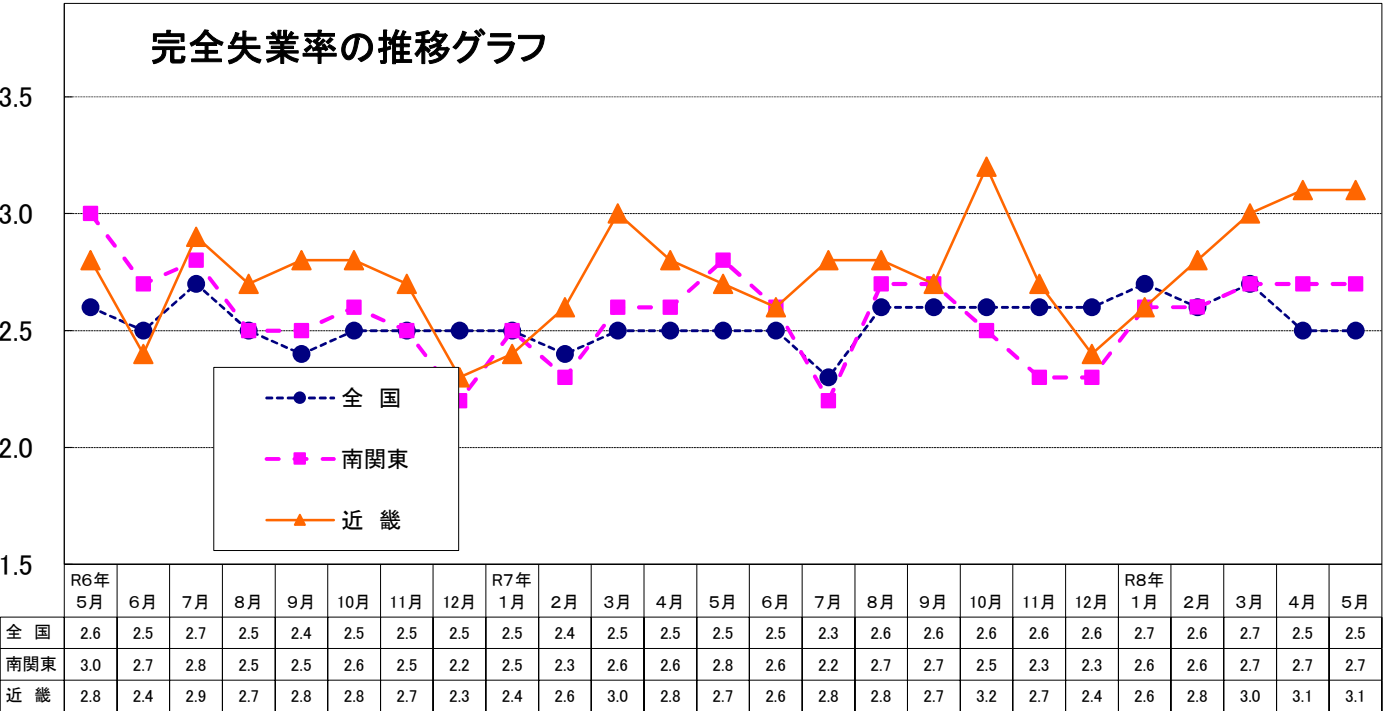
5月の新規求職申込件数(全数)は、1,484人と前月比26.1%減、前年同月比2.0%減となりました。
また、月間有効求職者数(全数)は、7,796人と前月比3.2%増、前年同月比4.5%増となりました。
うち、新規常用求職者(臨時・季節・パート除く)は、869人で前年同月比0.3%増となりました。
離職者は、665人で前年同月比0.6%減となりました。理由別では、事業主都合離職者は、128人で前年同月比19.6%増、自己都合離職者は、505人で前年同月比5.1%減となりました。
また、無業者は、52人で前年同月比7.1%減となりました。

(3) 求人倍率の状況(原数値)

5月の有効求人倍率は、0.88倍で前年同月比0.11ポイント減少しました。
5月の新規求人倍率は、1.58倍で前年同月比0.08ポイント増加しました。

5月の主要指数(令和8年6月30日公表) ※オンライン関連件数を含む

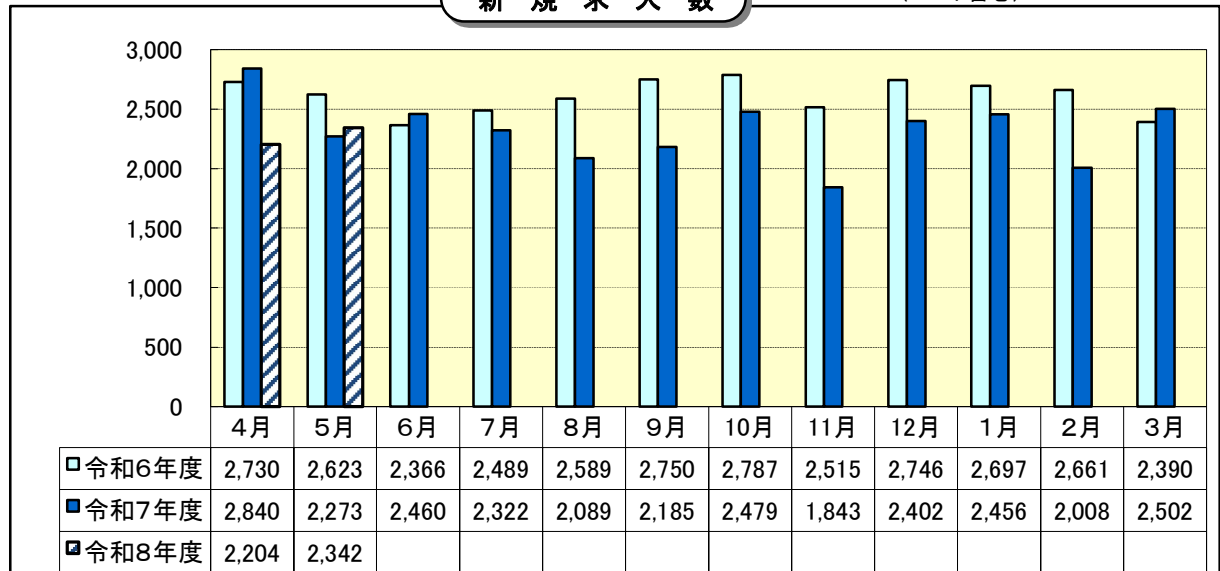
有効求人倍率	0.88	前年同月比0.11ポイント減少(前月比0.00ポイント)
有効求人数	6,839	前年同月比7.5%減少(前月比3.0%増加)
有効求職者数	7,796	前年同月比4.5%増加(前月比3.2%増加)
新規求人数	2,342	前年同月比3.0%増加(前月比6.3%増加)
新規求職者数	1,484	前年同月比2.0%減少(前月比26.1%減少)



※全国の完全失業率は季節調整値、関東・近畿は原数値 完全失業率 出典(総務省「労働力調査」)

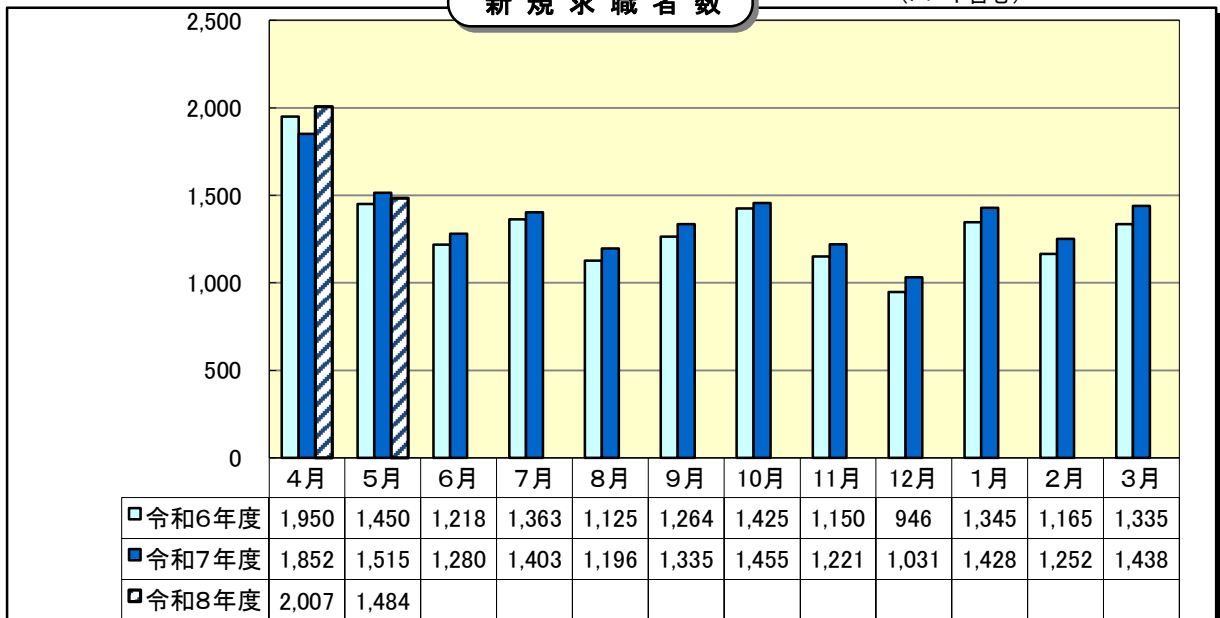
新規求人数

(パート含む)



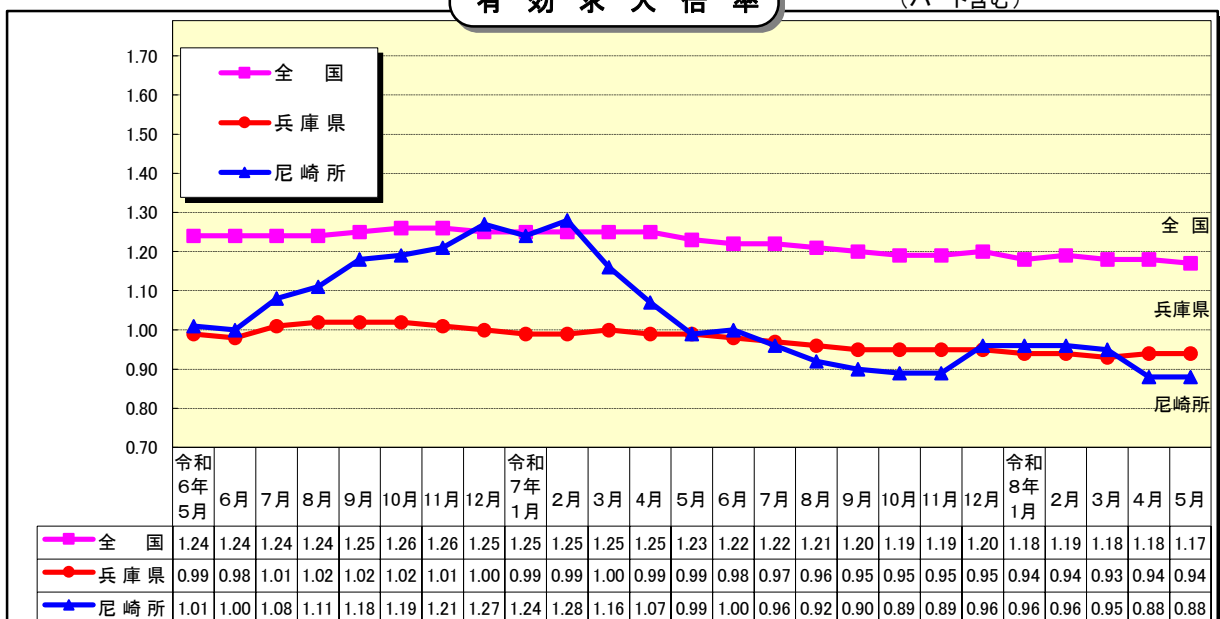
新規求職者数

(パート含む)



有効求人倍率

(パート含む)



※「全国」と「兵庫県」の有効求人倍率は季節調整値。令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 ※「尼崎所」の有効求人倍率は原数値(季節調整なし)

職業別求人・求職賃金情報(常用フルタイム)

令和8年5月 内容

ハローワーク尼崎

項 目 職 種		求人賃金 月額 (円)		求職希望賃金 月額 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		338,053	258,743	262,157	971	706	1.38
製造技術者(開発)		426,724	270,941	240,000	97	32	3.03
製造技術者(開発を除く)		393,658	259,848	300,000	67	47	1.43
建築・土木・測量技術者		484,237	316,540	358,333	203	28	7.25
情報処理・通信技術者		434,444	288,187	266,111	69	114	0.61
その他の技術者		333,400	237,867	200,000	10	6	1.67
医師・歯科医師・獣医師・薬剤師		356,100	276,375	243,333	13	12	1.08
保健師・助産師・看護師		298,736	254,452	252,273	124	113	1.10
医療技術者		288,358	238,480	300,000	94	29	3.24
その他の保健医療従事者		253,923	228,849	237,778	53	26	2.04
社会福祉専門職業従事者		268,523	237,799	250,667	219	113	1.94
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者		0	0	233,333	0	88	0.00
その他の専門的職業従事者		350,000	230,000	251,667	3	48	0.06
管 理 的 職 業 従 事 者		362,500	256,250	316,667	35	17	2.06
事 務 従 事 者		274,330	228,056	222,587	248	1,207	0.21
一般事務従事者		250,776	208,166	214,188	151	950	0.16
会計事務従事者		325,667	245,333	246,250	22	99	0.22
生産関連事務従事者		408,600	348,800	288,571	29	37	0.78
営業・販売事務従事者		267,750	240,000	260,000	35	72	0.49
事務用機器操作員		194,000	194,000	236,667	1	44	0.02
販 売 従 事 者		324,240	232,887	287,179	268	225	1.19
商品販売従事者		256,667	199,080	222,500	15	73	0.21
営業職業従事者		329,719	235,628	316,538	252	143	1.76
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		275,312	235,347	218,793	409	325	1.26
介護サービス職業従事者		253,914	227,428	232,400	251	118	2.13
保健医療サービス職業従事者		237,151	204,348	215,000	37	16	2.31
生活衛生サービス職業従事者		0	0	200,000	9	35	0.26
飲食物調理従事者		298,750	240,000	216,667	27	67	0.40
接客・給仕職業従事者		350,357	274,643	252,000	60	39	1.54
居住施設・ビル等管理人		0	0	170,000	0	18	0.00
その他のサービス職業従事者		266,944	217,038	177,500	25	32	0.78
保 安 職 業 従 事 者		198,207	191,004	212,500	78	27	2.89
農 林 漁 業 従 事 者		0	0	240,000	9	15	0.60
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		272,482	222,732	288,235	279	167	1.67
自動車運転従事者		297,206	234,032	280,833	184	103	1.79
その他の輸送従事者		226,721	196,971	225,000	34	21	1.62
定置・建設機械運転従事者		234,920	209,440	326,250	61	40	1.53
生 産 工 程 従 事 者		318,181	231,955	258,200	448	299	1.50
製品製造・加工処理従事者(金属製品)		319,413	229,260	271,667	105	68	1.54
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)		293,430	231,120	247,500	72	72	1.00
機械組立従事者		311,414	220,186	245,000	119	30	3.97
機械整備・修理従事者		354,707	248,054	246,667	72	31	2.32
生産関連・生産類似作業従事者		379,838	262,013	291,111	31	52	0.60
建 設 ・ 採 掘 従 事 者		392,874	256,644	310,909	408	65	6.28
建設躯体工事従事者		377,433	250,518	250,000	93	7	13.29
建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)		400,871	288,557	350,000	109	24	4.54
電気工事従事者		417,443	241,490	280,000	129	22	5.86
土木作業従事者		303,667	241,343	300,000	77	11	7.00
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		266,511	220,934	217,059	503	333	1.51
運搬従事者		263,607	224,384	246,000	318	143	2.22
清掃従事者		261,943	220,472	208,571	39	45	0.87
その他の運搬・清掃・包装等従事者		310,498	206,048	182,105	44	141	0.31
職 業 計		315,309	242,154	243,668	3,656	4,583	0.80

- ※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0. 00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。
- ※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。
- ※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。
- ※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。
- ※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」場合があります。

職業別求人・求職賃金情報(常用パート)

令和8年5月 内容

ハローワーク尼崎

項 目 職 種		求人賃金 時間給 (円)		求職希望賃金 時間給 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		1,601	1,450	1,549	460	347	1.33
	製造技術者(開発)	0	0	0	0	7	0.00
	製造技術者(開発を除く)	0	0	1,079	0	18	0.00
	建築・土木・測量技術者	1,900	1,200	1,233	3	10	0.30
	情報処理・通信技術者	1,350	1,350	1,250	2	12	0.17
	その他の技術者	0	0	0	0	1	0.00
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	2,192	2,192	3,600	7	16	0.44
	保健師・助産師・看護師	1,959	1,741	1,632	147	92	1.60
	医療技術者	1,726	1,561	1,283	47	18	2.61
	その他の保健医療従事者	1,377	1,277	1,175	41	14	2.93
	社会福祉専門職業従事者	1,351	1,256	1,300	180	74	2.43
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	0	1,133	3	23	0.13
	その他の専門的職業従事者	1,250	1,190	1,253	3	23	0.13
	管 理 的 職 業 従 事 者		0	0	0	0	3
事 務 従 事 者		1,339	1,216	1,212	239	712	0.34
	一般事務従事者	1,315	1,206	1,199	179	587	0.30
	会計事務従事者	1,336	1,203	1,373	19	35	0.54
	生産関連事務従事者	2,200	2,200	1,172	9	18	0.50
	営業・販売事務従事者	1,468	1,180	1,350	18	19	0.95
	事務用機器操作員	1,158	1,116	1,159	11	46	0.24
販 売 従 事 者		1,310	1,300	1,163	38	121	0.31
	商品販売従事者	1,310	1,300	1,152	35	115	0.30
	営業職業従事者	0	0	1,204	0	5	0.00
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		1,399	1,255	1,201	646	374	1.73
	介護サービス職業従事者	1,445	1,286	1,284	411	98	4.19
	保健医療サービス職業従事者	1,463	1,242	1,186	44	20	2.20
	生活衛生サービス職業従事者	1,500	1,200	1,375	12	20	0.60
	飲食物調理従事者	1,201	1,163	1,150	97	101	0.96
	接客・給仕職業従事者	1,460	1,177	1,159	31	48	0.65
	居住施設・ビル等管理人	1,211	1,211	1,155	7	43	0.16
	その他のサービス職業従事者	1,376	1,253	1,264	41	42	0.98
保 安 職 業 従 事 者		1,102	1,071	1,158	86	29	2.97
農 林 漁 業 従 事 者		0	0	1,200	6	5	1.20
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		1,205	1,156	1,171	82	61	1.34
	自動車運転従事者	1,205	1,157	1,167	79	46	1.72
	その他の輸送従事者	0	0	1,200	0	3	0.00
	定置・建設機械運転従事者	1,220	1,150	0	3	11	0.27
生 産 工 程 従 事 者		1,331	1,180	1,138	89	77	1.16
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	0	0	1,114	5	5	1.00
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	1,297	1,134	1,110	60	34	1.76
	機械組立従事者	1,250	1,150	0	13	9	1.44
	機械整備・修理従事者	1,500	1,250	0	5	4	1.25
	生産関連・生産類似作業従事者	1,550	1,550	1,200	5	14	0.36
建 設 ・ 採 掘 従 事 者		0	0	1,500	18	8	2.25
	建設躯体工事従事者	0	0	0	0	0	
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	0	0	1,500	2	3	0.67
	電気工事従事者	0	0	0	1	3	0.33
	土木作業従事者	0	0	0	15	2	7.50
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		1,212	1,189	1,149	610	489	1.25
	運搬従事者	1,275	1,220	1,218	249	58	4.29
	清掃従事者	1,199	1,185	1,139	207	138	1.50
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,191	1,169	1,127	147	270	0.54
職 業 計		1,388	1,276	1,232	2,274	3,184	0.71

※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0. 00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。

※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。

※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。

※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。

※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別・年齢別中途採用時賃金情報 令和8年1月～令和8年3月 (単位千円)

職業別	安定所	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
職業計	尼崎	202	232	247	258	272	282	287	289	289	267	206
	西宮	208	241	256	264	268	282	282	276	265	248	226
	伊丹	205	230	281	279	295	276	260	259	280	272	234
	梅田	217	239	272	295	320	335	341	329	332	292	250
	淀川	194	231	267	287	294	296	299	299	299	280	216
	池田	201	232	252	271	274	286	286	299	266	250	208
専門的・技術的職業	尼崎	210	241	251	266	289	298	303	303	317	228	226
	西宮	199	246	273	295	266	295	305	283	284	330	308
	伊丹	-	243	329	335	329	332	278	271	335	264	292
	梅田	221	246	282	309	326	351	351	336	322	320	259
	淀川	202	247	287	312	333	322	335	313	338	292	249
	池田	222	242	268	293	300	307	304	337	261	269	215
管理的職業	尼崎	-	217	-	319	327	365	524	550	472	370	250
	西宮	226	-	281	327	323	502	373	579	318	328	449
	伊丹	-	-	500	270	279	327	277	331	369	-	-
	梅田	300	271	291	348	493	462	520	507	514	442	439
	淀川	-	273	292	349	421	380	400	487	444	477	294
	池田	-	256	268	305	330	329	501	383	632	358	241
事務的職業	尼崎	278	227	254	265	295	309	290	297	344	300	247
	西宮	-	242	238	247	265	262	268	300	267	235	233
	伊丹	-	237	256	269	306	235	254	268	202	447	179
	梅田	219	231	265	296	335	338	355	374	409	335	352
	淀川	193	239	264	288	282	305	318	300	357	260	245
	池田	210	231	256	280	312	303	303	306	299	274	256
販売の職業	尼崎	170	244	244	271	282	273	266	292	301	330	182
	西宮	220	230	257	256	288	354	298	286	263	229	214
	伊丹	-	233	256	272	379	276	255	250	298	380	200
	梅田	217	241	288	304	322	361	363	382	354	345	255
	淀川	255	240	273	290	306	317	300	323	346	341	237
	池田	198	237	249	268	292	255	242	283	275	286	249
サービスの職業	尼崎	188	221	235	244	247	252	261	241	252	241	187
	西宮	205	254	245	259	266	267	259	257	252	224	189
	伊丹	186	220	244	249	255	258	231	230	255	289	230
	梅田	212	241	266	280	300	307	323	282	264	245	228
	淀川	163	211	245	260	262	261	248	254	259	252	207
	池田	182	227	238	241	240	267	276	275	245	239	180
保安の職業	尼崎	-	215	214	223	208	219	227	225	214	196	174
	西宮	-	92	220	200	216	173	215	170	219	155	194
	伊丹	171	186	-	200	-	194	-	223	210	208	150
	梅田	-	230	286	217	233	237	192	214	235	196	199
	淀川	-	270	259	291	248	224	272	232	190	196	177
	池田	-	-	190	-	200	190	185	276	233	172	187
農林漁業の職業	尼崎	-	-	-	-	-	-	328	-	-	-	-
	西宮	220	220	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊丹	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-
	梅田	-	-	228	310	200	-	-	-	-	-	-
	淀川	-	-	205	-	-	-	-	-	-	-	-
	池田	-	280	-	242	299	-	-	200	-	200	-
運輸・通信の職業	尼崎	222	249	272	268	320	263	284	297	294	316	232
	西宮	210	261	224	252	247	261	279	266	249	217	193
	伊丹	260	309	221	256	231	280	246	268	260	240	335
	梅田	251	238	257	256	271	292	260	259	276	248	206
	淀川	200	253	252	269	278	263	258	266	270	242	207
	池田	240	252	220	244	246	230	219	243	224	228	195
生産工程・労務の職業	尼崎	202	236	247	251	258	274	285	302	246	290	234
	西宮	210	218	274	237	259	289	317	286	325	220	215
	伊丹	186	219	226	246	241	277	280	254	281	257	220
	梅田	208	234	252	259	264	283	304	289	281	301	243
	淀川	214	223	251	270	264	268	287	324	296	321	230
	池田	201	224	236	258	246	298	283	339	269	271	207

* この表は、ハローワークに提出された「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金の平均額です。(単位千円)

* これには、基本賃金にその他手当が含まれています。

* サンプル数が少ないケースもあることをご了承ください。

令和8年3月新規学卒者職業別・規模別初任給情報(確定版)

尼崎所

(単位 千円)

職種	項目	事業所 規模	中学	高校	短大	大学
職業計	規模計		—	222	221	257
	29人以下		—	224	218	251
	30～299人		—	216	218	251
	300人以上		—	227	235	261
管理的職業	規模計		—	227	—	255
	29人以下		—	—	—	280
	30～299人		—	222	—	247
	300人以上		—	228	—	275
専門的・技術的職業	規模計		—	232	235	255
	29人以下		—	245	220	228
	30～299人		—	226	234	256
	300人以上		—	234	255	260
事務的職業	規模計		—	217	209	264
	29人以下		—	210	—	268
	30～299人		—	217	213	260
	300人以上		—	218	190	265
販売の職業	規模計		—	250	235	246
	29人以下		—	250	237	250
	30～299人		—	—	—	247
	300人以上		—	—	231	243
サービスの職業	規模計		—	205	207	247
	29人以下		—	187	214	263
	30～299人		—	209	204	237
	300人以上		—	199	210	253
保安の職業	規模計		—	—	—	—
	29人以下		—	—	—	—
	30～299人		—	—	—	—
	300人以上		—	—	—	—
農林漁業の職業	規模計		—	—	—	—
	29人以下		—	—	—	—
	30～299人		—	—	—	—
	300人以上		—	—	—	—
生産工程の職業	規模計		—	217	248	243
	29人以下		—	236	211	230
	30～299人		—	213	276	239
	300人以上		—	224	232	253
輸送・機械運転の職業	規模計		—	231	—	310
	29人以下		—	231	—	310
	30～299人		—	—	—	—
	300人以上		—	—	—	—
建設・採掘の職業	規模計		—	225	190	259
	29人以下		—	229	190	292
	30～299人		—	223	—	246
	300人以上		—	—	—	—
運搬・清掃・包装等の職業	規模計		—	224	—	—
	29人以下		—	211	—	—
	30～299人		—	245	—	—
	300人以上		—	—	—	—

※この表は、令和8年3月1日から令和8年5月31日の期間に常用雇用の新規学校卒業者として雇用保険被保険者資格取得が行われた15歳、18歳、20歳、22歳の方の雇用保険被保険者資格取得届に記載された賃金を集計したものです。

※対象者数が少ないケースがあることをご承知ください。「—」は対象者がいないことを示しています。

令和8年3月新規学卒者職業別・規模別初任給情報(確定版)

兵庫県

(単位 千円)

職種	項目	事業所 規模	中学	高校	短大	大学
職業計	規模計		210	218	228	252
	29人以下		199	214	219	242
	30～299人		232	216	231	248
	300人以上		—	220	232	255
管理的職業	規模計		—	211	241	253
	29人以下		—	220	—	269
	30～299人		—	208	241	252
	300人以上		—	218	—	251
専門的・技術的職業	規模計		—	223	237	255
	29人以下		—	218	220	238
	30～299人		—	220	237	249
	300人以上		—	226	251	261
事務的職業	規模計		—	212	217	254
	29人以下		—	203	208	244
	30～299人		—	212	227	249
	300人以上		—	215	207	258
販売の職業	規模計		—	223	224	250
	29人以下		—	214	223	240
	30～299人		—	224	217	252
	300人以上		—	224	226	250
サービスの職業	規模計		202	210	223	241
	29人以下		—	211	217	242
	30～299人		202	210	226	240
	300人以上		—	208	224	243
保安の職業	規模計		—	246	287	278
	29人以下		—	—	—	—
	30～299人		—	246	287	278
	300人以上		—	—	—	—
農林漁業の職業	規模計		—	227	217	230
	29人以下		—	218	217	230
	30～299人		—	234	—	—
	300人以上		—	—	—	—
生産工程の職業	規模計		—	216	226	243
	29人以下		—	214	218	236
	30～299人		—	212	225	242
	300人以上		—	222	233	244
輸送・機械運転の職業	規模計		—	238	241	252
	29人以下		—	241	185	310
	30～299人		—	246	257	236
	300人以上		—	219	236	268
建設・採掘の職業	規模計		211	222	239	264
	29人以下		199	219	231	250
	30～299人		262	223	246	260
	300人以上		—	234	—	283
運搬・清掃・包装等の職業	規模計		—	214	215	235
	29人以下		—	195	—	300
	30～299人		—	219	214	225
	300人以上		—	209	216	235

※この表は、令和8年3月1日から令和8年5月31日の期間に常用雇用の新規学校卒業者として雇用保険被保険者資格取得が行われた15歳、18歳、20歳、22歳の方の「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金を集計したものです。

※対象者数が少ないケースがあることをご承知ください。「—」は対象者がいないことを示しています。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point**③****障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point**④****障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）****▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）

**▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。